

令和7～9年度の厚生労働科学研究「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」における  
“行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク”  
会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワークの名称、目的、活動等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この会則の定めるところにより設立する会の名称は、行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク（以下「本会」という。）とする。

(本会の目的)

第3条 本会は、行動障害の状態にある人とその関係者が、社会的に孤立することなく、本人及び家族の意思に沿って、安心できる生活を実現できるような環境づくりを推進することを目的とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は群馬県高崎市寺尾町2120-2所在の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の研究・人材養成部内に置く。

2 本会の事務局の責任者は、本研究の主任研究者であるのぞみの園総務企画局研究・人材養成部長とする。

3 本会の事務は、のぞみの園総務企画局研究・人材養成部研究課コンサルテーション係が行う。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1 行動障害の状態にある人への支援を行う上では、「人権の尊重（虐待防止）」や「客観的なデータに基づき、チームで一貫性のある支援を行うこと」を会員に呼び掛ける。

2 事務局では会員からの相談窓口を設け、行動障害の状態にある人への支援を行う者同士が相互に励まし合い、助け合うことができるよう、必要に応じて、

専門的人材による助言や講師派遣などの調整を行う。

- 3 行動障害の状態にある人への支援に関わる者（家族、行政関係者、現場支援者等）が、全国の実践情報や効果的な支援方法などの情報を共有できるよう、「情報誌の発刊」や「集合研修の実施」などの活動を行う。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

（意思決定）

第6条 この会の活動については、事務局の責任者が令和7～9年度の厚生労働科学研究「強度行動障害者支援のための広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」分担研究者に相談したうえで決定し実施する。

## 第2章 会員

（会員）

第7条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 個人会員：本会の目的及び活動方針に賛同する強度行動障害支援者養成研修修了者、中核的人材養成研修修了者、広域的支援人材として地方公共団体等に登録されている者。
- (2) 団体会員：上記研修並びに本会が発信する情報等に関心があり、本会の目的及び活動方針に賛同する障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所、医療機関、教育機関、相談支援事業者・行政機関・障害当事者及び家族などで構成する各種団体。
- (3) 賛助会員：上記研修並びに本会が発信する情報等に関心があり、本会の目的及び活動方針に賛同する個人。

（入会）

第8条 本会への入会を希望する団体又は個人は、会員登録申込書を第4条に定める事務局に提出し、事務局の責任者の承認を得て会員になることができる。

- 2 入会費及び年会費は無料とする。

（費用の徴収）

第9条 本会は、第5条に掲げた活動を行う際に、当該活動の参加会員より参加費又は受講料等を徴収することができる。

（禁止行為）

第10条 会員は、個人や特定団体の営利を目的として、無断でのぞみの園の

名称及び本会の名称並びに会員名簿等を使用してはならない。

(退 会)

第11条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、退会届を事務局に届け出なければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合に、事務局の責任者は、当該会員を除名することができる。

- 1 この会則に違反したとき。
- 2 本会の名誉を損ない（個人情報の不適切な取り扱い、刑法に触れる行為と認定された場合など）、目的に反する行為をしたとき。
- 3 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）または個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 4 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 第7条の会員である法人、団体を退会し、除名されたとき。
- 3 第7条の会員である法人、団体が解散、消滅したとき。
- 4 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 5 第12条により除名されたとき。

(設立日)

第14条 本会の設立日を以下のとおりとする。

令和7年10月 1日

附 則 この会則は、令和7年10月 1日から施行する。